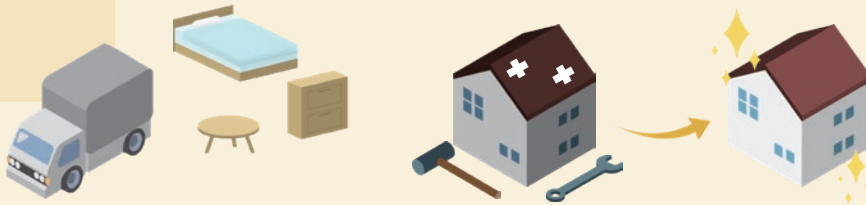


# 安全安心な生活環境のため、空き家対策を推進

## 利活用

### 空き家バンクの利用で補助金を支給



#### 家財処分費補助金

最大**10万円**(経費の1/2)

#### リフォーム費補助金

最大**50万円**(経費の1/2)

#### 空き家バンク申請数

令和3年度 5件

令和4年度 **7件**

※令和5年1月末時点

#### 空き家バンク売買成約率

**87.5%**

※令和5年1月末時点

図 開発指導課

## 予防

### 空き家相談会でお悩みを解決

茨城県建築士会、茨城司法書士会、茨城県宅地建物取引業協会と協定を締結し、専門的な立場から空き家所有者の不安や悩みを解決できるよう、相談会を開催しています。

図 開発指導課

#### 令和4年度相談件数

**11件**

年**2回**実施

## 適正管理

### 空き家解体の経済的負担を軽減

老朽化した空き家を解体した場合、翌年度から3年間、土地の固定資産税を減免します。

図 開発指導課



住宅用地に対する課税標準の特例を適用

#### 空き家解体補助金

最大**30万円**(経費の1/2)

県内初!

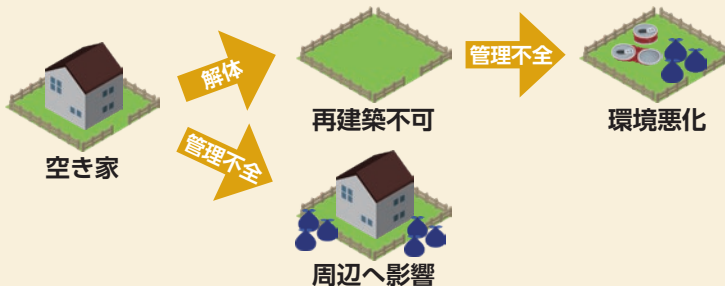
### 空き家解体後の再建築の基準が緩和されました

市街化調整区域では再建築の要件が限定され、新しい住宅を建築できない場合があります。そこで、空き家を解体した後の更地に、集落の出身者要件などを問うことなく、再建築ができるように、県に対して新たな基準を設

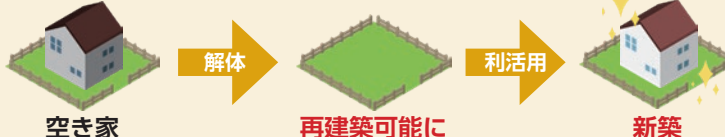
けてもらうように要請したところ「空き家解体後の再建築の基準緩和」の判断基準が定められ、令和4年度から運用を開始しました。

図 開発指導課

#### 基準緩和前



#### 基準緩和後



市街化調整区域とは、無秩序に建築物が乱立しないように、開発・建築を抑制する区域のことです。

※各適用を受けるには、要件を満たす必要があります。事前に必ず開発指導課へご相談ください。